

◎新潟県選挙管理委員会告示第132号

平成24年12月30日執行予定の新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成24年12月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

- 1 被登録資格決定基準日 平成24年12月20日
（ただし、年齢については、平成24年12月30日とする。）
- 2 登 録 日 平成24年12月20日
- 3 縦 覧 期 間 平成24年12月21日